

○外務省
財務省
国土交通省
省令第一号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日

外務大臣 玄葉光一郎

財務大臣 城島 正光

国土交通大臣 羽田雄一郎

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物資を定める省令（平成二十二年
外務省
財務省
国土交通省
省令

第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五〇〇キログラム以上の」を削り、同条第二号中「無人航空機」の下に「又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品」を加え、同条第三号中「噴霧できる」を「噴霧する」に、「することができ」を「するように設計した」に改め、同条第四号イ(二)中「固体ロケット推進装置」の下に「、ハイブリッドロケット推進装置」を加え、同条第五号チを次のように改める。

チ 前号イの(二)に該当するハイブリッドロケット推進装置の部分品

第五条第二十一号トを次のように改める。

ト ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 次のいずれかに該当するもの

1 固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

2 析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

1 厚さが五ミリメートル以下の板又は管

2 厚さが五〇ミリメートル以下の管であつて、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

附 則

この省令は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百七十三号）の施行の日から施行する。